

北海道告示第10309号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定に基づく食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録した。

令和2年(2020年)3月2日

北海道知事 鈴木 直道

1 登録養成施設の名称及び所在地

北海道大学医学部 保健学科検査技術科学専攻

北海道札幌市北区北12条西5丁目

2 登録養成施設の設置者

国立大学法人北海道大学

北海道札幌市北区北8条西5丁目

3 登録年月日

令和2年(2020年)3月2日

4 適用開始時期

令和2年(2020年)4月以降の入学者の養成について適用する。